

9 交通安全・救急・火災予防・防犯

◎交通安全・・・総務企画課庶務財政班 ☎ 42-2111 内線 168

●交通災害共済への加入

皆さんが少しずつ掛け金を出し合い、交通事故で死亡したり、ケガをしたとき、被災者やその家族に素早く救済の手を差し伸べる「みんなのための」相互共済制度があります。掛け金は年額1人400円です。総務企画課庶務財政班にお申込みください。

◎火災が発生したら・・・二戸消防署九戸分署（局番なしの119番、☎ 42-3119）

火災が発生したら、すぐ消防署九戸分署（119番）に通報してください。場所と目標をはっきり落ちて話し、消防の職員が「わかりました」と言ってから電話を切りましょう。また、近所にも大声で知らせてください。119番に通報しないうちに火災が消えたときも消防署に連絡してください。火事・救急・救助は局番なしの119番。（光回線電話は二戸消防署本署が受信します）

◎救急車の要請・・・二戸消防署九戸分署（局番なしの119番、☎ 42-3119）

交通事故、傷害事故などの負傷者や急病人が出たときは、すぐに消防署九戸分署（119番）へ。場所と近くの目標、事故内容など詳しくはっきりと話してください。（光回線電話は二戸消防署本署が受信します）

◎り災証明書が必要なとき・・・二戸消防署九戸分署 ☎ 42-3119

火災保険の請求に必要な「り災証明書」を消防署九戸分署が発行します。印鑑を持参してください。

◎火災予防の相談や届出・・・二戸消防署九戸分署 ☎ 42-3119

●火災予防の相談

火災予防に係る建築相談、危険物の貯蔵・取扱いの相談、消防用設備などの設置の相談は消防署九戸分署へ

●火災予防の届出

火災と紛らわしい煙などを発するたき火などは、事前に消防署九戸分署へ届け出てください。

◎防犯灯・・・総務企画課庶務財政班 ☎ 42-2111 内線 168

●防犯灯が消えているときは

防犯灯が消えているとき、壊れて修繕が必要なとき、新たに設置が必要なときは、その地区の自治会長に連絡してください。自治会長が分からないときは、役場総務企画課庶務財政班にご連絡ください。